

国際関連情報 Report from IASB

IFRS 第2号「株式に基づく報酬」 — 源泉徴収税額との純額で決済される 株式に基づく報酬契約

IASB 客員研究員 よしむら けんいち
吉村 健一

2013年3月12日、13日の両日に2013年3月のIFRS解釈指針委員会（以下「解釈指針委員会」という。）がロンドンの国際会計基準審議会（IASB）で開催された。今回の解釈指針委員会では、IFRS第2号「株式に基づく報酬」に関する2つの論点を担当した。以下でそのうち1つの論点「源泉徴収税額との純額で決済される株式に基づく報酬契約」に関する解釈指針委員会での議論の内容を簡単に紹介したい。なお、文中の意見にわたる部分はすべて筆者の個人的見解である。

背景

この論点は過去に解釈指針委員会で議論され¹、解釈指針委員会の議題として取り上げないと決定した論点である。その主な根拠は現行の会計基準の解釈で解決することは困難であり、より広範なIFRS第2号に関するIASBのプロジェクトによって解決されるべきであるというものであった。

しかし、2011年7月に解釈指針委員会は過去の議論で未解決となっている論点についてスタッフから現状報告を受け、これらの論点の対

処方法を議論した。議論の結果、解釈指針委員会は6つの論点について再検討することを決定したが、このIFRS第2号の論点はその再検討対象となった6つの論点の1つである。

論点の概要

解釈指針委員会で議論された取引は、株式に基づく報酬の決済時に、企業は従業員が受け取る株式報酬に関する個人所得税の源泉税額に見合う数量を控除して資本性金融商品を従業員に対して交付し（源泉徴収税額の純額決済）、この従業員の源泉税を企業が現金で課税当局に支払うという取引である。企業が本来契約に基づいて発行すべき数量の資本性金融商品の一部を個人所得税の源泉徴収として留保するが、その源泉徴収部分は従業員を経由せずに課税当局に直接現金で支払われる。

法域によっては、従業員が受領した資本性金融商品を直ちに市場で売却することが法令等で制限されており、株式に基づく報酬に関する源泉税の支払原資の確保が難しい場合がある。そのような場合に企業の源泉徴収義務を確実に履行するために純額決済条項が利用されることが

1 2010年9月、2010年11月、2011年3月の解釈指針委員会で議論されている。

ある。

この株式に基づく報酬取引が、当該純額決済条項がなければ全体が持分決済型に区分される取引であると仮定した場合、(A)その企業に留保される部分だけを現金決済型として区分すべきか、(B)取引全体を持分決済型として区分すべきかというのがここでの論点である。

上記(A)の解釈は、IFRS 第2号の持分決済型・現金決済型の区分はその株式に基づく報酬契約の決済方法に依存しており、現金で決済される「留保」部分は現金決済型に区分されるべきであるという主張である。確かに従業員に対して現金を交付することはないが、課税当局への現金支払は従業員との株式に基づく報酬契約の「留保」部分を現金決済していると考えるのが妥当である。課税当局への現金支払によって、企業は従業員の「代理人」として従業員の税金債務の決済を行い、それと同時に従業員との株式に基づく報酬契約の当事者「本人」として報酬支払義務の決済を行っていると考えられる。

他方(B)の解釈を指示する立場からは、企業が留保する部分は、IFRS 第2号第29項に記載されている権利の確定した資本性金融商品の買戻しと考えるべきであり、全体を持分決済型に区分すべきという主張がなされる。当該取引では現金は従業員に対しては交付されず、課税当局への現金支払はあくまで「代理人」としての行為であり、いったんすべての資本性金融商品を発行して従業員自ら、又は第三者が税金支払を行う場合²と取引の実態に相違はない。したがってそれらのスキームと会計処理が異なるのは不適當である。また将来の決済時に留保する

資本性金融商品の数量は将来の決済時の税制に大きく依存するため、株式に基づく報酬の付与時に将来留保する数量を見積るのは実務上困難である。よって(A)によると会計処理が不必要に複雑化すると懸念が示された。

解釈指針委員会での議論の内容

過去の解釈指針委員会でスタッフは「留保」された部分が現金で決済されるという点、特に実際に企業から現金流出が起こるという点に着目し、(A)がIFRS 第2号の妥当な解釈であると主張した。しかし、関係者から寄せられたコメントレーター及び解釈指針委員会での議論では、上記(A)と(B)で解釈が大きく分かれた。

今回の解釈指針委員会でスタッフは、追加で実施したアウトリーチの結果が、当該論点は様々な法域に存在し、かつ会計実務に重要な不統一があることを示唆していることを報告した。さらに我々スタッフは、上記の解釈の重要な不統一、及び実務での重要な不統一に鑑みて、当該論点を解決するためにはIFRS 第2号を改訂し、当該取引の区分（現金決済型か持分決済型か）を明確化する必要があるとして、IFRS 第2号の改訂について考え得る3つのアプローチを解釈指針委員会に示した。

- アプローチ①：上記(A)の解釈に沿って、当該「留保」部分は現金決済型として、残りの部分は持分決済型に区分されることを明確化する
- アプローチ②：上記(B)の解釈に沿って、当該株式に基づく報酬取引全体が持分決済型に区

2 従業員の株式に基づく報酬の源泉税支払に関する別のスキームとして「Broker-assisted cashless exercise」が比較対象として紹介された。これは企業がいったんすべての資本性金融商品を発行し、証券会社等のブローカーが源泉税に見合う部分を預かりそれを市場で売却し、ブローカーがその売却収入を直接課税当局に支払うというものである。このようなスキームの取引は、その決済が資本性金融商品で行われることから、取引全体が持分決済型に区分されるべきとスタッフは主張した。

分されることを明確化する

- アプローチ③：最低法定源泉徴収義務を果たすことを目的に純額決済を行う契約の場合は、全体を持分決済型に区分することを個別ガイダンスで要求する（米国会計基準に存在するガイダンス³と同等）

スタッフはこれまでの議論で明らかとなった多様な解釈の存在からアプローチ①及びアプローチ②を採用するのは難しいと判断し、実務上の不統一をできる限り解消するため、アプローチ③に沿ったIFRS第2号の限定的改訂をIASBに対して提案すべきと主張した。

このスタッフ提案に対して何名かの委員から、この取引に対する個別ガイダンスを提供することには賛成だが、そのガイダンスは原則主義に沿ったガイダンス、例えば「本人」・「代理人」の概念を使ったアプローチによるべきであり、アプローチ③のような個別取引の特徴を用いた細則主義によるべきではないという意見があった。しかし上述のとおりこの取引の「本人」・「代理人」関係は、解釈(A)と解釈(B)で考え方が大きく異なる論点の1つであり、合意に至るのは難しいという意見もあった。最終的には

多数決の結果IASBに対してアプローチ③に沿ったIFRS第2号の限定的改訂を提案することで暫定的に合意した。

所 感

スタッフ個人の意見としては、現行のIFRS第2号の記載ぶりからは、このケースの株式に基づく報酬取引で企業に「留保」された部分は現金決済型として会計処理されるべきと考えるが、一方で企業が留保する資本性金融商品の数量は将来の税制（決済時の従業員の税務管轄地域、税率等）に依存するため、実務上この取引を現金決済型と持分決済型に分離して会計処理するのは困難であるという主張も理解できる。今回このような米国基準と同様の個別取引固有のガイダンスを追加する提案をしたのも、このジレンマの中で実務上の不統一をできるだけ解消したいという思いからであるが、「原則主義」に反するという批判は的を得たものであり、今後行われるIASBでの議論の内容を慎重に検討して次のステップを考えたいと思う。

3 米国財務会計基準審議会（FASB）による会計基準のコード化体系（FASB-ASC）718-10-25-18 項